との合計額を当該調整対象会計年度の当該所在地国に係る前条第二項第一号に規定する残額に加算する。この場合」に、「前条の」を「同条の」に、「年度別損失充当額（次条第一項）を「年度別損失充当額（次条第二項第二号」に、「年度別利益配分額（次条第一項）を「年度別利益配分額（次条第二項第三号」に、「第八十二条の二第二項第一号イ」を「第八十二条の三第二項第一号イ」に改め、同条第二項第二号中「再計算国別グループ純所得の金額に」を「規定により」に改め、同条第四項中「年度別損失充当額（第一項）を「年度別損失充当額（第二項第二号」に、「国別利益超過額（第一項）を「国別利益超過額（第二項第一号」に改め、同条第五項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改める。

第百五十五条の四十二第一項中「第八十二条の二第二項第一号ハ」を「第八十二条の三第二項第一号ハ」に改める。

第百五十五条の四十三の見出しを「（繰越控除の対象となる無国籍構成会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）」に改め、同条中「第八十二条の二第二項第四号」を「第八十二条の三第二項第四号」に改め、同条第二号中「第八十二条の二第二項第六号に定める」を「第八十二条の三第二項第六号ハに掲げる」に改める。

第百五十五条の四十四第一項中「第八十二条の二第二項第四号ロ」を「第八十二条の三第二項第四号ロ」に改め、同条第四項中「の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（に属する無国籍構成会社等の各対象会計年度に係る会社等別利益額がある場合において、当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度（以下この項、次項第三号及び第七項において「適用対象会計年度」という。）に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該無国籍構成会社等の」に改め、「無国籍構成会社等の」を削り、「提供がある場合」を「提供があるとき」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」を「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に、「において、当該無国籍構成会社等に当該対象会計年度（以下この項、次項第三号及び第七項において「適用対象会計年度」という。）に係る会社等別利益額があることにより、」を「は、」に、「次項第二号」を「以下この項及び次項第二号」に、「又は年度別利益配分額があるとき」を「と年度別利益配分額との合計額を当該無国籍構成会社等の当該調整対象会計年度に係る前項の個別計算所得等の金額に加算する。この場合」に、「年度別損失充当額（第四項）」を「年度別損失充当額（第五項第二号」に、「年度別利益配分額（第四項）」を「年度別利益配分額（第五項第三号」に、「同号イ」とあるのは「同条第二項第四号イ」と、第二項」に改め、同条第五項第二号中「個別計算所得等の金額に」を「規定により」に改め、同条第七項中「年度別損失充当額（第四項）」を「年度別損失充当額（第五項第二号」に、「会社等別利益額（第四項）」を「会社等別利益額（第五項第一号」に改める。

第百五十五条の四十五中「第八十二条の二第二項第四号ハ」を「第八十二条の三第二項第四号ハ」に改める。

第百五十五条の四十六中「第八十二条の二第四項第一号イ(2)(i)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(2)(i)」に改める。

第百五十五条の四十七の見出しを「（繰越控除の対象となる共同支配会社等の過去対象会計年度に係る国別調整後対象租税額）」に改め、同条中「第八十二条の二第四項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」に改め、同条第一号中「第八十二条の二第四項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」に改め、同条第二号中「第八十二条の二第四項第三号に定める」を「第八十二条の三第四項第三号ハに掲げる」に改める。

第百五十五条の四十八第一項中「第八十二条の二第四項第一号ロ」を「第八十二条の三第四項第一号ロ」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(2)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(2)」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(2)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(2)」に改め、同条第二項中「法第八十二条の二第五項の規定及び」を削り、「の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（法第八十二条の二第四項第一号ロに規定する政令で定める金額及び共同支配会社等の個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この条において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）における前項の規定の適用」を「に係る共同支配会社等に係る前項において準用する第百五十五条の四十第一項に規定する再計算国別国際最低課税額の計算」に改め、「法第八十二条の二第五項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する同令第百五十五条の四十一第一項から第四項まで（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）」と、」を削り、「「前条の」を「「他の構成会社等に係る」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に係る第百五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する」と、「他の構成会社等の」とあるのは「他の共同支配会社等の」と、「前条第二項第一号」に、「（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する前条の」を「において準用する前条第二項第一号」に、「同条第二項第一号」を「「次条第二項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項において準用する次条第二項第二号」と、「次条第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の四十八第二項において準用する次条第二項第三号」と、「第八十二条の三第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ」と、同条第二項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八十二条の三第五項の規定は、前項において準用する第百五十五条の四十一第一項の所在地国を所在地国とする法第八十二条の三第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行令第百五十五条の四十八第二項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する同令第百五十五条の四十一第一項から第四項まで（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）と読み替えるものとする。

第百五十五条の四十九中「第八十二条の二第四項第一号ハ」を「第八十二条の三第四項第一号ハ」に改める。

第百五十五条の五十の見出しを「（繰越控除の対象となる無国籍共同支配会社等の過去対象会計年度に係る調整後対象租税額）」に改め、同条中「第八十二条の二第四項第四号」を「第八十二条の三第四項第四号」に改め、同条第二号中「第八十二条の二第四項第六号に定める」を「第八十二条の三第四項第六号ハに掲げる」に改める。

第百五十五条の五十一第一項中「第八十二条の二第四項第四号ロ」を「第八十二条の三第四項第四号ロ」に改め、同条第二項中「の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（法第八十二条の二第四項第四号ロに規定する政令で定める金額及び無国籍共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この条において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）における前項の規定の適用」を「に係る無国籍共同支配会社等に係る前項において準用する同条第一項に規定する再計算国際最低課税額の計算」に、「第百五十五条の四十四第四項中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」を「同条第四項中「前項の」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する前項の」に、「第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）」を「同条第一項」に、「同条第五項第一号中「係る無国籍構成会社等」とあるのは「係る無国籍共同支配会社等」と、同号イ中「無国籍構成会社等の設立国」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項において準用する第五項第二号」と、「第五項第三号」とあるのは「第百五十五条の五十一第二項において準用する第五項第三号」と、「同条第二項第四号イ」とあるのは「法第八十二条の三第四項第四号イ」と、同条第五項第一号イ中「に、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第三項」を「第三項」に改める。

第百五十五条の五十二中「第八十二条の二第四項第四号ハ」を「第八十二条の三第四項第四号ハ」に改める。